

令和3年7月1日

岐阜県芸術文化会議 土屋会長 様

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長

イベント開催に伴う事前相談及び事後対応について（依頼）

平素から本県の感染症対策の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記については、令和2年7月8日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「7月10日以降における都道府県の対応について」に基づき、主催者等に対し、イベント開催に伴う事前相談を依頼してきたところですが、この度、令和3年6月17日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」において、「収容率の目安判断に当たっての留意事項について」が示され、事前相談の充実が図られました。

つきましては、イベント開催に伴う事前相談及び事後対応について、令和3年7月1日から下記のとおり取り扱いますので、会員事業者の皆様等への周知いただくとともに、該当するイベントの開催時には適切な対応についてご協力を賜りますようお願いいたします。詳細につきましては、岐阜県公式ホームページにて案内させていただきます。

【岐阜県公式HP】 <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/161193.html>

記

1 大声での歓声・声援等が想定されないイベントを開催する場合

- (1) 全国的な移動を伴うイベント又は参加者数が1,000人を超えるイベントを開催する場合 **別紙1**
- (2) (1)に該当しないイベントを開催する場合 **事前相談不要**

2 大声での歓声・声援等が想定されるイベントを開催する場合

- (1) 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントを開催する場合で、最大動員数が収容率上限の50%を超えない場合 **別紙2**
- (2) 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントを開催する場合で、最大動員数が収容率上限の50%を超える場合 **別紙3**

※大声での歓声・声援等が想定されるイベントの場合、収容率上限は50%を超えないことが原則となります。

- (3) (1)及び(2)に該当しないイベントを開催する場合で、最大動員数を収容率上限の100%とする場合 **別紙4**
- (4) (1)から(3)に該当しないイベントを開催する場合 **事前相談不要**

3 添付資料

別添1 大声なし等の実績説明資料

別添2 感染防止対策チェックリスト

別添3 結果報告資料

別添4 令和3年6月17日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

別添5 令和2年7月8日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「7月10日以降における都道府県の対応について」

別紙 1 **大声での歓声・声援等が想定されないイベント（別表参照）を開催する場合**

全国的な移動を伴うイベント 又は 参加者数が 1,000 人^{※1}を超えるイベントを開催する場合は、事前相談が必要です。^{※2}

※1 会場内に同時に滞在する最大の参加者数で算定すること。

※2 大声での歓声・声援等が想定されないイベントで、全国的な移動を伴うイベント又は参加者数が 1,000 人を超えるイベントのいずれにも該当しないイベントを開催する場合は、事前相談は不要です。

1 相談主体

施設管理者 又は イベント主催者

2 事前相談

(1) 相談方法

イベント開催日の 1 か月前を目途に、(2) に掲げる資料を Eメールにて提出してください。メールで送付できない場合には、ファックス又は郵送で送付してください。

(2) 提出資料

- ① イベント概要がわかるリーフレット等
- ② 会場レイアウト図
- ③ 当該イベントにおける感染防止対策が分かるもの（様式任意）
- ④ 感染防止対策チェックリスト

※ 必要に応じ、資料に関する聴き取り等を行うことがあります。

【提出・連絡先】

- ・ Eメールアドレス：[corona-event@govt. pref. gifu. jp](mailto:corona-event@govt.pref.gifu.jp)
- ・ ファックス番号：058-278-3536
- ・ 郵送先：〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1

岐阜県感染症対策調整課

※ファックス又は郵送の場合には、その旨を電話でお知らせください。

電話番号：058-272-1111

(内線 4993、4994)

別紙2 大声での歓声・声援等が想定されるイベント（別表参照）を開催する場合①

全国的な移動を伴うイベント 又は 参加者数が1,000人※を超えるイベントで、最大動員数が収容率上限の50%を超えない場合は、事前相談が必要です。

※ 会場内に同時に滞在する最大の参加者数で算定すること。

1 相談主体

施設管理者 又は イベント主催者

2 事前相談

(1) 相談方法

イベント開催日の1か月前を目途に、(2)に掲げる資料をEメールにて提出してください。メールで送付できない場合には、ファックス又は郵送で送付してください。

(2) 提出資料

- ① イベント概要がわかるリーフレット等
- ② 会場レイアウト図
- ③ 当該イベントにおける感染防止対策が分かるもの（様式任意）
- ④ 感染防止対策チェックリスト

※ 必要に応じ、資料に関する聴き取り等を行うことがあります。

【提出・連絡先】

- ・ Eメールアドレス：corona-event@govt.pref.gifu.jp
- ・ ファックス番号：058-278-3536
- ・ 郵送先：〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県感染症対策調整課

※ファックス又は郵送の場合には、その旨を電話でお知らせください。

電話番号：058-272-1111（内線4993、4994）

別紙3 **大声での歓声・声援等が想定されるイベント（別表参照）を開催する場合②**

※大声での歓声・声援等が想定されるイベントの場合、収容率上限は50%を超えないことが原則となります。

全国的な移動を伴うイベント 又は 参加者数が1,000人^{※1}を超えるイベントで、最大動員数が収容率上限の50%を超える場合^{※2}は、事前相談及び事後対応が必要です。

※1 会場内に同時に滞在する最大の参加者数で算定すること。

※2 同一グループ内で座席間隔を設けないことにより収容率が50%を超える場合は除く

1 相談主体

施設管理者 又は イベント主催者

2 事前相談

(1) 相談方法

イベント開催日の1か月前を目途に、(2)に掲げる資料をEメールにて提出してください。
メールで送付できない場合には、ファックス又は郵送で送付してください。

(2) 提出資料

- ① イベント概要がわかるリーフレット等
- ② 会場レイアウト図
- ③ 当該イベントにおける感染防止対策が分かるもの（様式任意）
- ④ 感染防止対策チェックリスト
- ⑤ 大声なし等の実績説明資料（文書及び当該類似イベントの動画等）

※ 必要に応じ、資料に関する聴き取り等を行うことがあります。

3 事後対応

(1) 提出方法

イベント開催の2週間後までに、(2)に掲げる提出資料をEメールにて提出してください。
メールで送付できない場合には、ファックス又は郵送で送付してください。

(2) 提出資料

- ① 結果報告資料（文書及び当該イベントの動画等）

※ 必要に応じて、資料に関する詳細の聴き取り等を行うことがあります。

※ 開催時に適切な感染防止策が講じられていなかった場合や、大声・歓声等が発生したにも関わらず制止ができなかった場合には、改善策の提出を求めます。

【提出・連絡先】

・ Eメールアドレス：corona-event@govt.pref.gifu.jp

・ ファックス番号：058-278-3536

・ 郵送先：〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県感染症対策調整課

※ファックス又は郵送の場合には、その旨を電話でお知らせください。

電話番号：058-272-1111（内線4993、4994）

別紙4 **大声での歓声・声援等が想定されるイベント（別表参照）を開催する場合③**

全国的な移動を伴わないイベント 又は 参加者数が1,000人※を超えないイベントで、最大動員数を収容率上限の100%とする場合は、以下の対応が必要です。

※ 会場内に同時に滞在する最大の参加者数で算定すること。

1 対応主体

施設管理者 又は イベント主催者

2 対応内容

(1) 対応方法

(2) に掲げる資料をHP等で公表し、イベント開催日から1年間保管してください。

(2) 公表資料^{※1}

- ① 感染防止対策チェックリスト
- ② 大声なし等の実績説明資料（文書）
- ③ 結果報告資料（文書）

※1 公表資料①及び②はイベント開催前に、公表資料③はイベント開催後、速やかにHP等で公表してください。原則、県への提出は必要ありませんが、大声・歓声等の問題が発生した場合には、結果報告資料を提出^{※2}してください。また、主催者は当該イベントの動画等データをイベント開催日から1年間保管してください。

※2 結果報告資料をEメールにて提出してください。メールで送付できない場合には、ファックス又は郵送で送付してください。

【提出・連絡先】

- ・ Eメールアドレス：corona-event@govt.pref.gifu.jp
 - ・ ファックス番号：058-278-3536
 - ・ 郵送先：〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県感染症対策調整課
- ※ファックス又は郵送の場合には、その旨を電話でお知らせください。
電話番号：058-272-1111（内線4993、4994）

別表

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるイベント・催事の例	大声での歓声・声援等が想定されるイベント・催事の例
音楽	音楽
クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲 等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	ロックコンサート、ポップコンサート 等
演劇等	スポーツイベント
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等	サッカー、野球、大相撲 等
舞踊	公営競技
バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等	競馬、競輪、競艇、オートレース
伝統芸能	公演
雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等	キャラクターショー、親子会公演 等
芸能・演芸	ライブハウス・ナイトクラブ
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
公演・式典	
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等	
展示会	
各種展示会、商談会、各種ショー	

- ・上記は例示であり、実際のイベントがどちらに該当するかについては、個別具体的に判断する場合がある。
- ・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中に食事を伴うイベントは、原則として「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。